

特定非営利活動法人日本データセンター協会

2025年5月28日 第2回GX産業構造実現に向けたGX産業立地ワーキンググループ



理事長 田中 邦裕

日本データセンター協会(JDCC) について

- 団体名
NPO法人 日本データセンター協会
- 設立
2009年4月 (2008年12月より活動開始)
- 理事長
田中 邦裕 (さくらインターネット株式会社 代表取締役社長)
- 会員
379社・団体 (正会員256、賛助会員107、自治体会員9、特別会員7) ※2025年3月現在
- 活動目的

IT立国の基盤を支えるデータセンターのあるべき姿を追求する

日本のデータセンターは、コスト面、性能面、安全面、信頼面で国際競争力を備えたものへと進化することが急務の課題である。日本データセンター協会は、データセンター事業者と主要データセンター関連事業者が参加する組織を形成し、各事業者が水平的垂直的に協力して上記の課題解決に取り組むことによって、IT立国の基盤を支えるデータセンターのあるべき姿を追求することを目的とする。

データセンターの適地要件

- 国内に、千葉県印西市の様なデータセンター集積地を複数整備することが望ましい。300～500MW規模のデータセンターを4～5拠点設置するだけでも、合計で2～3GWの電力需要が発生する計算となる。
- 複数の変電所および地下埋設のケーブル管路整備がされていることや複数局舎および地下埋設のケーブル管路整備も必要
- データセンターは膨大な設備産業であり、この設備の保守・点検・修理のため人の移動もかなりあり、交通の便が良いことも建築条件の1つである。

海外のデータセンター集積地事例

- 米国バージニア州アッシュバーン



<https://www.washingtonpost.com/dc-md-va/interactive/2024/data-centers-tour-northern-virginia/>
<https://www.datacentermap.com/content/nova/>

世界最大級のデータセンター集積エリア（“Data Center Alley”）。このエリアには、Equinix、Digital Realty、NTTなど、世界有数のデータセンター事業者が数十棟以上の施設を構えており、大規模な電力やネットワーク（IX・ダークファイバー）が整備されており、集積効果が発揮されている。

- 中国天津市北辰区 江天データセンター



https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/sho_energy/pdf/047_01_00.pdf.html

江天データ科技有限公司のデータセンター集積地。重工業地帯の再開発プロジェクトとして2019年にデータセンター事業を開始、2021年に第1棟が竣工。敷地面積は約105万㎡で、電力容量は480MVA（220kV変電所併設）。主にクラウド事業者向け。

- ブラジル リオデジャネイロ リオAIシティ



<https://www.prnewswire.com/news-releases/elea-announces-rio-ai-city-a-landmark-brazilian-data-center-project-with-capacity-up-to-3-2-gw-of-renewable-energy-supporting-ai-growth-302449289.html>

ブラジルで構想されている「Rio AI City」は、最大3.2GWの再生可能エネルギーを活用する世界最大級のデータセンター集積地。約5,000エーカーの敷地にAIやクラウド向けインフラを整備し、AI成長を支えるハブを目指す。

データセンターを集積する意義

● インフラの効率性

電力・通信インフラを集中的に整備することができる。また、電力や通信の情報システムの構築のしやすさや、複数データセンター事業者でインフラを共用する設計も可能となる。

● 経済・産業の波及効果

周辺にIX（インターネットエクスチェンジ）などの関連事業者が集積し、デジタルエコシステムが形成されやすくなる。また、運用保守事業者やITベンダーなど関連企業の誘致にもつながる。さらに、データセンター建設や設備更新、点検による地元建設業・物流・飲食等への需要増が期待できる。

● 保守・運用の実務性

拠点分散型では必要だった技術者や保守人員のスポット対応を、集積型なら常駐体制で代替可能。運用負荷と人件費を大幅に削減できる。

● 制度整備・規制緩和のしやすさ

大規模なデータセンターの集積・分極化を官民で目指すことで、規制緩和含めた政策資源の集中や民間投資が効率的に行われる可能性がある。

● 地域連携・防災対応

地元小中学生向けの見学ツアーや、地域イベントでの展示参加など、データセンターの社会的役割を伝える取り組みが実施しやすくなる。また、集積地内に地域防災拠点（避難所や物資保管所等）を併設することで、データセンターが地域にとって“安心のインフラ”としても認知され、自治体との連携や支援策にもつながりやすくなる。

国への要望と期待「公的支援は産業形成と地域貢献の両立へ」

公的支援は単なる費用補填にとどめず、地域や産業全体の持続的成長を後押しする“社会実装の加速装置”として機能すべきである。真に事業を継続し、社会に貢献する企業を見極めて支援することで、公共性と市場形成を両立させるインセンティブ設計が求められる。

- **公的支援は設備補助にとどめず、社会機能との連携へ**

データセンター施設の一部を避難所・備蓄倉庫などの防災拠点として整備するなど、公共性のある機能を補助要件に含めることで、自治体・地域との連携を強化する

- **公的支援が“呼び水”となり、民間投資の連鎖を生む**

公的支援は単なるコスト補填ではなく、産業や市場形成のエンジンとして設計すべきである。

- **事業を継続し、社会的価値を創造する企業に集中的に支援を**

短期的な投機目的の参入ではなく、地域や国家の持続的成長を共に支える企業を見極めて支援することが、結果として業界の健全な発展と市場全体の底上げにつながる。

【参考】データセンター事業推進に関する主な制度・規制課題の整理

データセンター協会の会員企業が直面する規制・制度上の主な課題とその整理

	タイトル	概要
1	特定地域でのDC立地に関する規制緩和	<ul style="list-style-type: none"> •一般的に発電所は「臨港地区」、「市街化調整区域」、「国定公園」など制限がかかる地域でも「公共に資する」という理由のため緩和措置が取られている •これら発電所隣接地域にDCを建設するためには同等の緩和措置が必要
2	REITの対象拡大（投信法）	日本のREITではデータセンターの土地・建物は対象となるが、土地・建物よりも高額であることが多いデータセンター内の設備（電源設備・空調設備等）はその対象に含まれていない。米国やシンガポールではそうした設備についてもREITの対象に含まれているところ、国際的な動向に合わせて、日本でもRIETにおけるデータセンターの対象を見直してほしい。
3	森林法施行規則における開発行為許可を要しない事業範囲拡大	<ul style="list-style-type: none"> •電気通信事業法に基づく建物建築 データセンター等において、土地造成、防災工事を行う際には森林法に基づき開発許可申請が必要だが、公益事業特権を持つ一般送配電事業、送配電事業を担う電力会社は、森林法施行規則に基づき、開発申請不要 •森林法に記載される 開発許可申請の除外対象について、電気通信事業の開発行為の追加を希望
4	建築基準法におけるコンテナデータセンターの建築確認申請対象外に関するさらなる基準の明確化	<ul style="list-style-type: none"> •土地に自立して設置するコンテナ型データセンターに係る建築基準法・国交省通知では、「最小限の空間のみを内部に有し、稼働時は無人で、機器の重大な障害発生時等を除いて内部に人が立ち入らないものについては、建築物に該当しない」とされている。 •自治体によっては、面積の大きさを基準として、建築確認必要と判断している場合が存在。 •昨今の DC 設備の増加を鑑み、面積に関する考えは一律不要 コンテナ モジュール DC は建築確認申請対象外 と整理・周知いただきたい。
5	DC立地の早期実現に必要な緩和措置	<ul style="list-style-type: none"> •大規模 DC 建設時には需要に合わせて段階的に建築を完成させていく必要がある。増設の都度に建築確認申請を行うことで時間を要し工費も増加することがあるため、DC立地の早期実現には確認申請承認までの短期間化が必要。 •既存工業団地の利活用時に既存工場の土壌汚染対策があり、一般的に対策期間は2～3年と言われている。DC集積地の早期実現には「土壌汚染対策法」の運用明確化・緩和措置が必要 •未造成地等を新たに造成する際に、埋蔵文化財が含まれる際に調査期間などに1年以上必要となる場合があることから、「文化財保護法」の調査に関し緩和措置・標準調査期間等のGL策定が必要
6	工場跡地再利用時の一団地認定の緩和措置	<ul style="list-style-type: none"> •大規模工場の跡地を DC 集積地として利活用し複数の DC 事業者などで利用する場合、一団地認定の制限により土地の掘削や個別の建築時の接道要件など同敷地内の調整が必要となり、DC建設の自由度が損なわれてしまう。複数のDC事業者が独立性をもって開発運用するためには、「建築基準法」の一団地認定制度について緩和措置が必要となる。